

<報道発表資料>

令和8年8月20日

教職員の懲戒処分について

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（免職）
- 2 処 分 年 月 日 令和8年8月20日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・28歳・男性
- 4 地 域 ・ 校 種 西部地区・県立高等学校
- 5 発 生 年 月 日 令和7年10月31日（金曜日）から令和8年4月27日（月曜日）まで

6 事件・事故の概要

当該職員は、令和7年10月31日（金曜日）から令和8年4月27日（月曜日）までの間、当該職員が勤務する県立高等学校の女子生徒を複数回にわたり自宅に宿泊させ、抱きしめる行為を行った。

また、同女子生徒に対し、複数回にわたり自家用自動車に同乗させた。

さらに、SNS を使用して、同女子生徒に対し、職務上知り得た秘密を送信した。

● 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 遠井

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp